

第2節 森林・みどりづくり活動の推進

1 現状と課題

(1) 本県の森林の概要

ア 本県の森林の概要

令和3（2021）年度末における本県の森林面積は約35万haである（県土面積約64万ha）（図2-4-3）。

森林の所有別内訳は、国有林が約13万ha（本県森林の37%）、民有林が約22万ha（本県森林の63%）となっている（図2-4-4）。

また、民有林における樹種別面積割合は、スギが32%、ヒノキが21%、その他針葉樹が9%、広葉樹が38%となっており、スギ・ヒノキを中心とした人工林面積は約12万ha（民有林面積の56%）となっている（表2-4-8）。

図2-4-3

県土面積における森林の割合（令和3（2021）年度末）

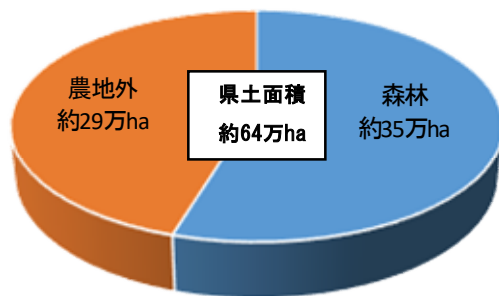


図2-4-4

県内所有別・地種別森林面積の割合（令和3（2021）年度末）

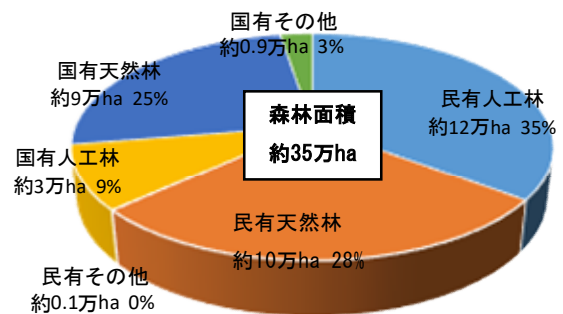


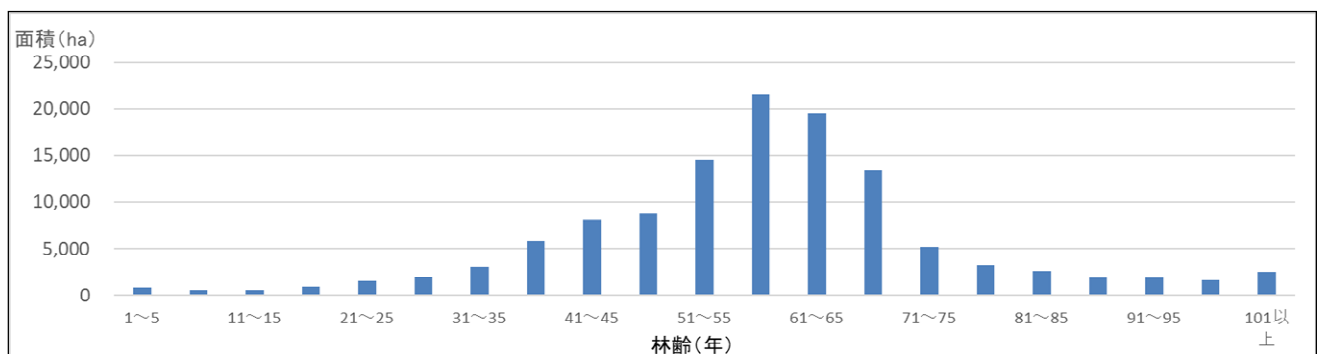
表2-4-8 民有林における樹種別面積割合（令和3（2021）年度末）

区分	割合	樹種（全体に占める割合）
針葉樹	62%	スギ（32%）、ヒノキ（21%）、その他針葉樹（9%）
広葉樹	38%	クヌギ（2%）、その他広葉樹（36%）

民有林における人工林の林齢構成は、12齢級（56年～60年生）をピークにピラミッド型をなしており、伐採適期を迎えた10齢級（46年～50年生）以上の人工林が7割を超える（図2-4-5）。

しかしながら、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、主伐及び主伐後の造林などが停滞し、森林の更新が十分に進まない状況にある。

図2-4-5 民有林における人工林の林齢別面積（令和3（2021）年度末）



イ 森林の有する多面的な機能

森林は多面的な機能を有しており、県民の生活と深くかかわっている。平成12（2000）年に農林水産大臣から日本学術会議に対して「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」諮問され、その答申（平成13（2001）年11月）では、森林には次のような機能があるとされている。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 生物多様性保全機能 | ⑤ 快適環境形成機能 |
| ② 地球環境保全機能 | ⑥ 保健・レクリエーション機能 |
| ③ 土砂災害防止機能・土壌保全機能 | ⑦ 文化機能 |
| ④ 水源涵養機能 | ⑧ 物質生産機能 |

近年、二酸化炭素を吸収・固定する働きから、地球環境保全機能が国際的に重要視されている。

また、森林は、所有者等による植林から伐採までの林業生産活動や病虫獣害の防除・森林火災の防止などの適正な管理を通じ、その多面的機能を維持向上させ、県民の生活環境を守るという重要な役割を担っている。

(2) 森林の整備状況

ア 民有林造林面積の推移

民有林の造林面積は昭和53（1978）年度の2,100haをピークに減少に転じた。平成26（2014）年度は約230haまで落ちこんだが、平成28（2016）年度に大きく増加し、近年、約400ha前後で推移しており、令和4（2022）年度は、431haの造林を実施した（図2-4-6、図2-4-7）。

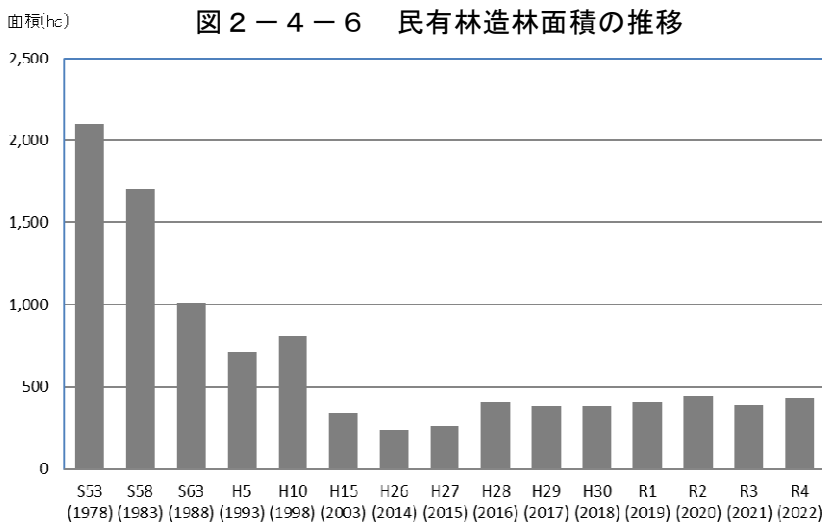
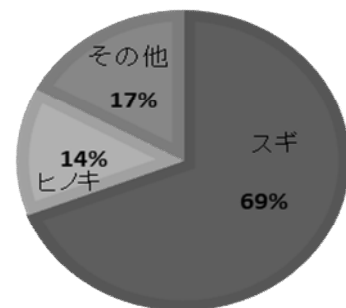


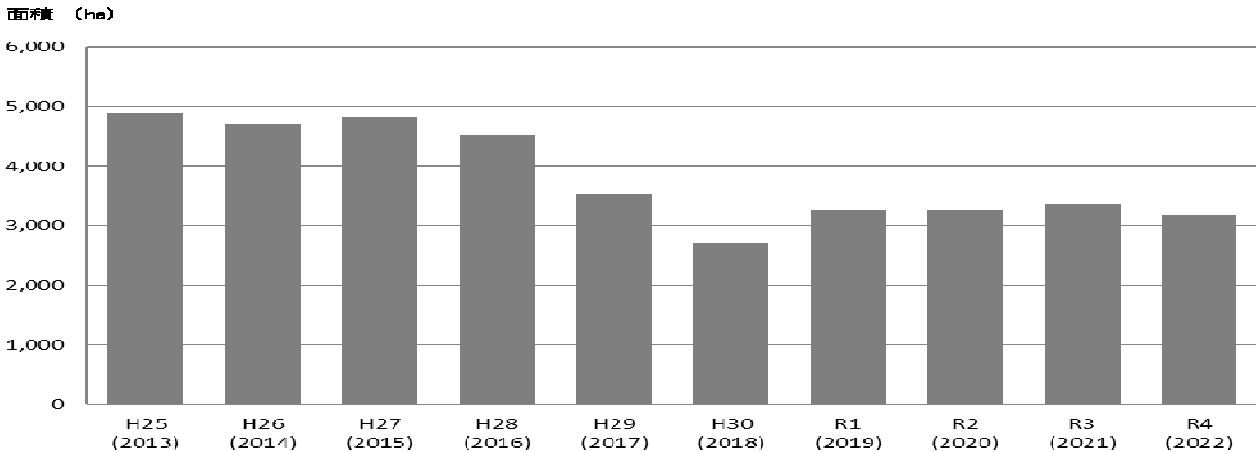
図2-4-7
民有林樹種別造林面積の割合
(令和4(2022)年度実績)



イ 民有人工林の間伐実施面積の推移

本県の民有人工林において、間伐を必要とする森林（4～12齢級（16年～60年生））約68,000haを中心に、令和4（2022）年度は3,177haの間伐を実施し、平成30（2018）年度からの5年間では15,767haを実施した（図2-4-8）。

図 2-4-8 民有人工林の間伐実施面積の推移



(3) 保安林の指定状況

水源涵養や土砂流出防備など森林の公益的機能をより高度に発揮させていくことを目的に指定する保安林について、「とちぎ森林創生ビジョン」に基づき指定した。

指定面積は、着実に増加しており、令和 4 (2022) 年度末現在の指定面積は約 20 万 ha である。その内訳は国有林が 58% (国有林面積の約 9 割)、民有林が 42% (民有林面積の約 4 割) となっている (図 2-4-9、表 2-4-9)。

図 2-4-9 保安林面積の推移

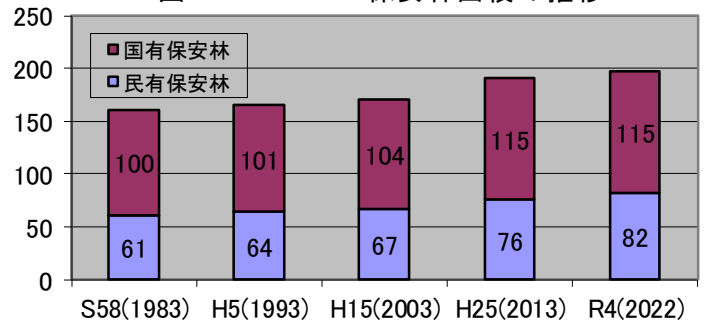


表 2-4-9 保安林の種類別面積 (令和 5 (2023) 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

項目 保安林種	民有林		国有林		合計	
		兼種		兼種		兼種
水源かん養保安林	59,997		93,288		153,285	
土砂流出防備保安林	21,160		21,757		42,917	
土砂崩壊防備保安林	81		52		133	
防風保安林	21				21	
水害防備保安林	62				62	
干害防備保安林	556		116		672	
落石防止保安林	2				2	
保健保安林	301	8,603	63	6,948	364	15,551
風致保安林				70		70
計	82,180	8,603	115,277	7,018	197,457	15,621
森林面積	220,177		127,727		347,904	
保安林率	37.3%		90.3%		56.8%	

(注) 森林面積は令和 4 (2022) 年 3 月 31 日現在の面積である。

(4) 森林を支える林業・木材産業の現状

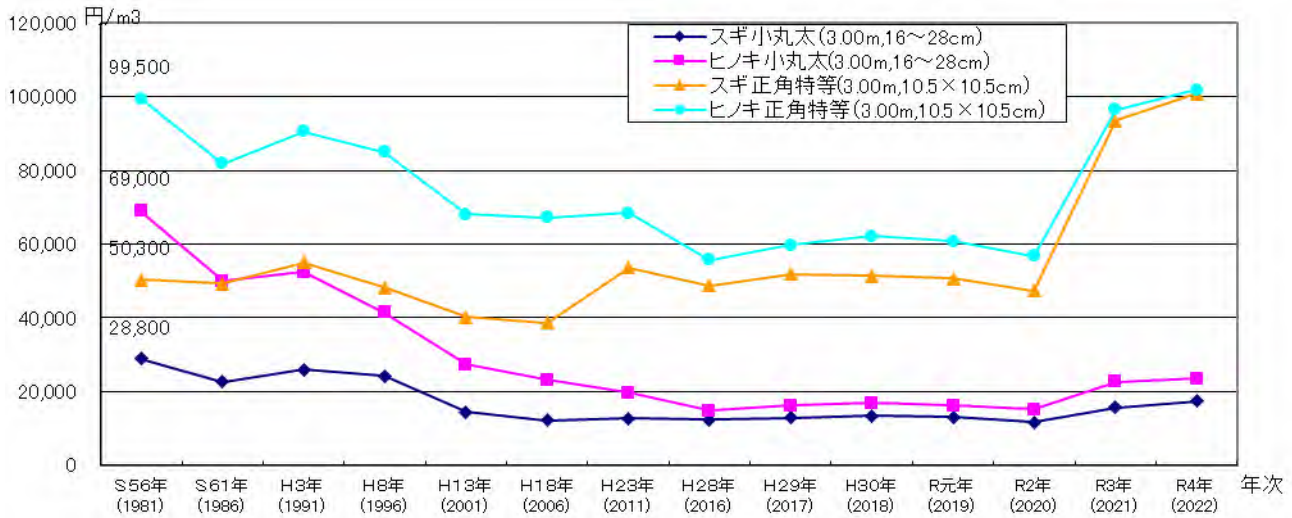
ア 林業の現状

(7) 木材価格の状況

令和 4 (2022) 年の木材価格は、素材ではスギ小丸太が 17,300 円/m³、ヒノキ小丸太が 23,500

円/m³、製材品ではスギ正角KD（柱材）が100,800円/m³、ヒノキ正角KD（柱材）が101,800円/m³となっている（図2-4-10）。

図2-4-10 県内木材価格の推移



(イ) 林業担い手等の状況

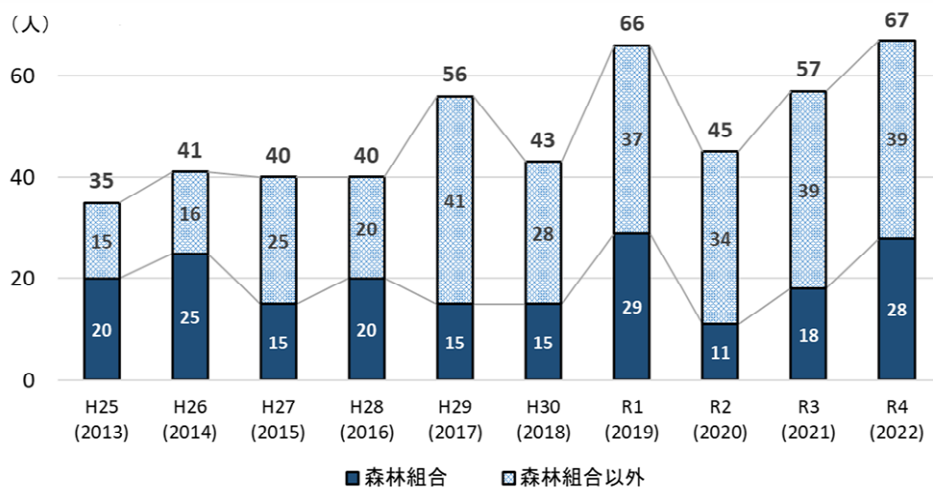
林業経営体数は1,015経営体でそのうち52%が保有山林10ha未満の小規模経営体となっている（2020年農林業センサス）。

林業就業者数は671人であり、平均年齢は47歳となっている（令和4（2022）年県調査）。

一方、令和4（2022）年度の新規林業就業者数は67人であった（図2-4-11）。その多くは新卒での採用や他産業に勤務経験のある20代～30代を中心とする年齢層からの参入である。

また、県は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、森林組合など30事業体が作成した雇用の改善や事業の合理化を図るための改善計画を認定している。

図2-4-11 新規林業就業者の推移



(ロ) 林業生産の基盤の状況

林業生産の基盤となる林道、作業道の状況は、それぞれ延長が1,461km、5,149km、密度が6.6m/ha、23.4m/haである（表2-4-10）。

高性能林業機械の導入（保有）台数は224台で、プロセッサが最も多く、次いでフォワーダである（表2-4-11）。

表 2-4-10 林道・作業道の状況

区分	整備目標 (R16 (2034)年度)		現況 (R4 (2022)年度末)		達成率 (%)
	延長(km)	密度(m/ha)	延長(km)	密度(m/ha)	
林道	2,375	10.6	1,461	6.6	62
作業道	6,680	29.9	5,149	23.4	77

(注) 整備目標は、「栃木県民有林林道網整備計画 (H10～H46)」における整備目標である。

表 2-4-11 高性能林業機械の導入状況 (令和3年度実績)

機械名	フェラハンチャー	ハーベスタ	プロセッサ	スキッター	フォワーダ	タリヤーダ	スイングヤーダ	その他	計
保有台数	8	27	65	3	53	5	16	47	224

イ 木材産業の現状

令和4(2022)年の素材供給量は753千 m^3 となり、前年より67千 m^3 減少している。供給の内訳は、自県材76.6%、他県材23.0%、外材0.4%で、約8割が製材用である(図2-4-12)。

製材品出荷量はここ数年250千 m^3 から290千 m^3 程度で推移しており、うち国産材人工乾燥材出荷量は令和4(2022)年に185千 m^3 、人工乾燥材率(製材品出荷量に占める割合)は約73%となった(図2-4-13)。

図 2-4-12 素材供給量の状況

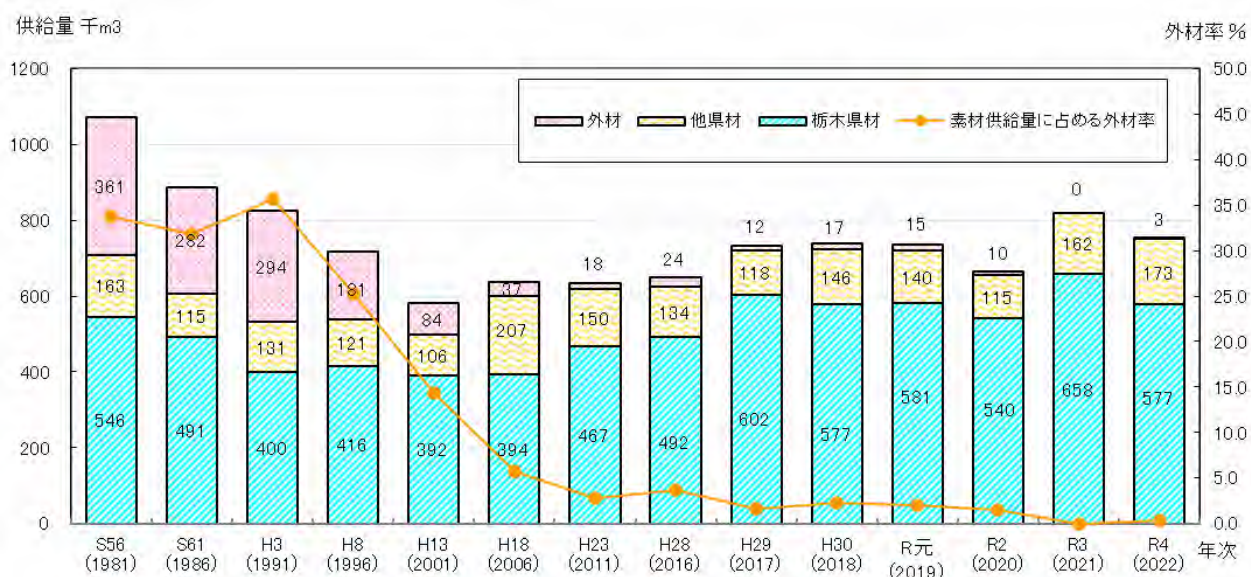
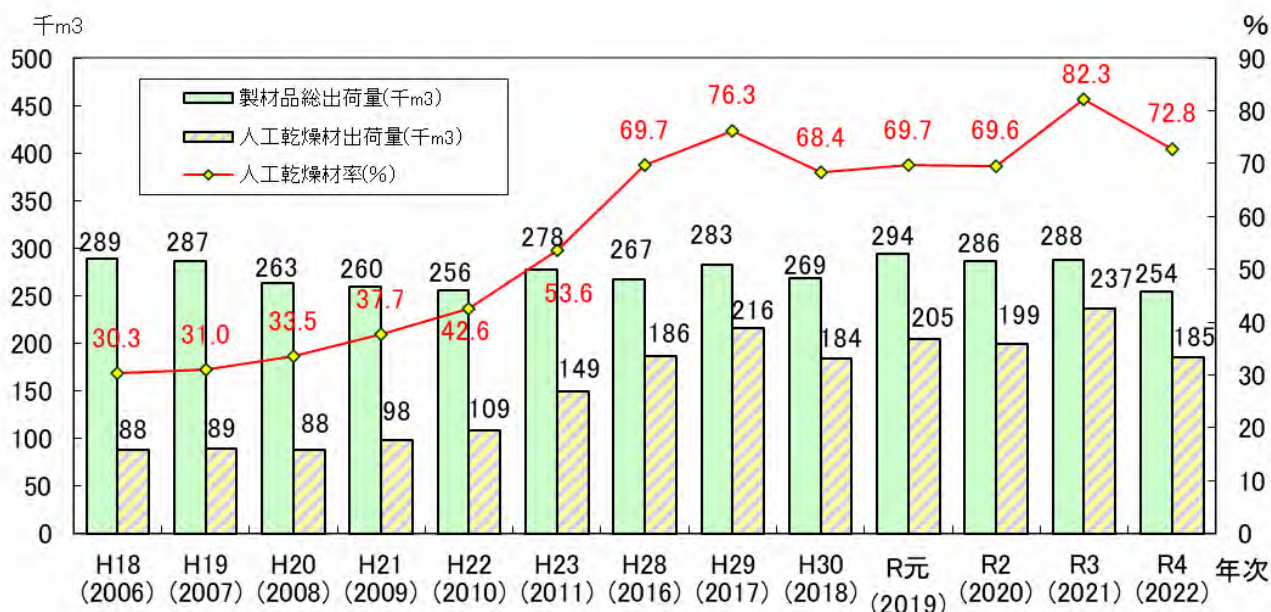


図 2-4-13 製材品出荷量の状況



2 施策の展開

(1) 森林の適正な管理と公益的機能の向上

ア 間伐等森林整備の促進

森林の持つ公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、森林組合や森林所有者への支援、県や市町による公的整備により間伐等の森林整備を進めており、令和4(2022)年度は、3,177haの間伐を実施(表2-4-12)するとともに、造林・下刈り等の森林整備を実施した。

表 2-4-12 間伐の実績

(単位: ha/年)

年度	28(2016)	29(2017)	30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
間伐	4,516	3,528	2,705	3,254	3,274	3,357	3,177

イ 公的森林整備の推進

自然災害などにより公益的機能の低下した保安林においては、健全な森林づくりに取り組んでおり、県が実施主体となる治山事業等により森林整備を推進している。

令和4(2022)年度は、53haの本数調整伐等の森林整備を行い、森林の機能回復を図った(表2-4-13)。

表 2-4-13 公益的機能向上のための公的森林整備

(単位: ha/年)

年度	29(2017)	30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
保安林整備事業	44	58	85	82	85	53

ウ 森林を支える林業・木材産業の振興

(7) 森林整備を支える人・システムづくり

令和3(2021)年1月に「栃木県林業人材確保・育成方針」を策定し、林業の生産性を向上させながら、これに対応できる多様な人材を総合的に育成していく、「栃木県林業人材確保・育成システム」を構築するとともに、その中核となる「栃木県林業大学校」を令和6(2024)年4月に開校することとし、その準備に取り組んだ。

また、森林整備の中核を担う森林組合等林業事業者の新規就業者を確保・育成するため、国の「緑の雇用対策事業」の活用促進を図りながら、栃木県林業労働力確保支援センターが行う林業カレッジ研修等を支援した。

さらに、林業労働災害を防止するため、作業現場の安全や安全意識の向上を図るための研修や巡回指導を支援した。

(イ) 低コスト林業の基盤づくり

森林施業や木材生産の効率化を図るため、令和4(2022)年度は林道0.4km、作業道302.2kmの開設に対し支援するとともに、林道の改良、舗装を実施した。

さらに、作業の効率化、低コスト化を図るため、国の補助事業による高性能林業機械等の導入のほか、栃木県林業サービスセンターが行う高性能林業機械等の共同利用(レンタル事業)に対して支援を行った。

(ウ) 県産材の安定供給と利用拡大

国産材の最大の課題である原木及び製品双方の安定供給体制の構築、国の補助事業を活用した木材加工流通施設の整備強化を支援した。

とちぎ材の利用促進、販路拡大を図るため、県産出材を一定割合以上使用した県内外の木造住宅建設に対し補助を行うとともに、東京圏の製品展示会に出展した。

また、木材業者に対し、木材産業等高度化推進資金等を融資し、経営合理化を推進した。

エ とちぎの元気な森づくり県民税による取組の推進

公益的機能を有する森林を県民全体の協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくことを目的に平成20(2008)年4月に導入した「とちぎの元気な森づくり県民税」について、第2期県民税事業の5年目にあたる令和4(2022)年度は次の事業を行った。

(ア) とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業

多様な森林の形成に向けた森林の若返りを図るため、皆伐後の再生林や樹種転換などを支援した。

a 再生林・樹種転換促進事業 (県事業)

針葉樹の皆伐後の植栽約380ha、下刈り約1,500ha、森林作業道の開設約40,000mに対し支援し、針葉樹の再生林及び広葉樹への樹種転換を進めた。

また、植栽した苗木への薬剤の散布等による食害対策や、成木の幹にネットを巻いてクマ等による剥皮被害の対策への支援を行った。

(イ) とちぎの元気な森づくり里山林整備事業

a 里山林整備事業 (市町村交付金事業・国庫補助活用事業)

地域提案による里山林の価値を活かした整備や、通学路沿いや住宅地周辺にある暗くうっそうとした里山林、野生獣被害が発生する恐れのある田畑等に隣接する里山林について、市町等が行った約940haの整備に対し支援した。

b 里山林管理事業 (市町村交付金事業)

第1期(平成20(2008)~29(2017)年度)で整備した里山林のうち、約1,395haについて管理活動に対し支援した。

(ウ) とちぎの元気な森づくり森林所有者対策事業

過疎化や高齢化等により境界や所有者が不明な森林が増加する中、森林の適正な管理による公益的機能の持続的な発揮に向け、森林組合等による地籍調査事業への支援を行った。

a 森林組合等地籍調査事業 (森林組合等補助事業)

境界等の不明な森林について、栃木県森林組合連合会が行う地籍調査(5市町)に対して支援を行った。

(イ) とちぎの元気な森づくり県民会議等事業

a とちぎの元気な森づくり県民会議事業 (県事業)

平成20(2008)年度に制定した「元気な森づくりの日(10月16日)」を中心にパネル展示などを実施するとともに、平成21(2009)年度に決定したシンボルマーク「とちもりくん」を活用したPRを実施した。

また、県産材を活用したバックパネルの作製や木工工作コンクールの開催、情報誌「とちぎの

元気な森づくりNEWS」の発行などを行った。

b とちぎの元気な森づくり県民普及啓発事業（県事業）

とちぎの元気な森づくり県民税に対する県民の理解促進を図るため、税制度、森林の大切さや社会全体で森林を守り育てていくことの必要性について、県内各種イベントでのリーフレット配布や新聞、テレビなどによる広聴・広報活動を実施した。

c 税事業評価委員会事業（県事業）

令和3（2021）年度の事業評価のため「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会」を開催し、令和4（2022）年11月に事業の評価結果が知事宛てに提出された。

また、第2期とちぎの元気な森づくり県民税事業の中間期を迎え、事業の令和5年度以降の対応の方向性などをとりまとめた「第2期とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する意見書」が知事宛てに提出された。

(オ) とちぎの元気な森づくり地域活動支援事業

里山林等の持続的な保全のためのボランティアの育成・確保、企業と森づくり活動団体とのマッチング支援を行った。

オ 森林環境譲与税事業（主なもの）

(ア) 木造・木質化等事業

木材需要の創出に寄与する中大規模建築物の木造・木質化を推進するため、県有施設（1施設）の木造化の推進や、民間施設（2施設）の木造化の支援を行った。

カ 森林計画制度による森林管理の推進

森林計画制度は「森林法」において体系付けられており、国が策定する全国森林計画に即して、県が地域森林計画を、市町村は地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を策定している。

地域森林計画は、民有林を対象とした10年を1期（前期・後期）とする計画であり、本県では県内を那珂川・鬼怒川・渡良瀬川の3つの森林計画区に区分している（図2-4-14、図2-4-15）。

計画的な森林整備を図るため、本県では森林計画図や森林簿、施業履歴など民有林に関する様々な情報について管理・分析する森林クラウドシステムの運用を開始しており、市町、林業事業者との情報共有を図っている。

図2-4-14 栃木県の森林計画区



図2-4-15 森林計画区と計画期間

計画区名	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
那珂川	[Yellow shaded area from R3 to R8]													
	計画樹立						計画樹立							
鬼怒川	[Yellow shaded area from R元 to R5]													
	計画樹立					計画樹立								
渡良瀬川	[Yellow shaded area from R4 to R9]													
	計画樹立						計画樹立							

キ 保安林・林地開発許可制度等による森林の保全

保安林指定の拡大等により、森林の持つ公益的機能の高度発揮と森林の保全を推進した。

また、「とちぎ森林創生ビジョン」に基づき、本県民有林の保安林整備（指定、森林整備、管理）を実施した。

さらに、森林の有する公益的機能や環境との調和を損なうことなく、秩序ある開発行為を促すための林地開発許可制度に基づき、適切な許可と指導に取り組んだ。

その他、県民共有の財産である水源地域の森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、令和4（2022）年度に水源地域保全条例を制定して水源地域の保全に関する基本理念を定めるとともに、令和5（2023）年度からは水源地域内の森林に係る土地売買等契約の事前届出制度を開始した。

ク 森林被害対策の推進

森林の病害虫等被害を早期に発見し、適切な対策を実施するため、市町や関係団体等と連携して被害対策を図っている。

令和4（2022）年度は、松くい虫被害防除対策として、8.7haの森林で薬剤散布を実施したほか、38㎡の被害木の伐倒駆除を実施した。ナラ枯れ被害防除対策としては717.9㎡の被害木の駆除を行った。

また、貴重な県民共有の財産である森林が一瞬で焼失してしまう森林火災を防止するため、3月1日から5月31日を「栃木県春の山火事防止強調運動期間」と定め、広報車による巡回パトロールやテレビによる山火事防止CMの放送、ポスター・リーフレットの配布等、山火事防止の普及啓発活動を実施した。

ケ 企業等との協働による森づくりの推進

企業や団体等が社会貢献活動の一環として行う森林整備活動を推進することにより、森林の持つ公益的機能の向上と森林・林業に対する理解の促進を図るため、平成21（2009）年度から「企業等の森づくり推進事業」を開始した。令和4（2022）年度は、企業等と植栽、下刈、間伐などの森林整備活動を実施する協定について7協定（新規3協定）締結した。（表2-4-14）。

表2-4-14 企業等による森づくり協定締結数（累計）

年 度	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
企業等による森づくり協定締結	35	42	51	61	70	76	90	97

(2) 緑化活動の推進

県土の緑化を推進するため、「栃木県環境基本計画」に基づき多様な緑化施策を総合的かつ計画的に実施した。

ア 県民参加の森林づくりの推進

身近な里山林等の保全のため、森づくりに参加するボランティア（とちぎ森づくりサポーター）の育成・確保や、ボランティアの受け入れを希望している森づくり団体と森づくりサポーターのマッチング等の支援を行った。

また、より多くの県民が森づくりに参加できる環境を整えるため、ホームページ（とちぎの元気な森づくりサポートサイト）において、森づくりに関する情報の発信を行った。

イ 「200万県民“1人1本木を植えて育てよう”運動」の推進

将来の世代に、豊かな森や緑を引き継いでいくために、家庭や学校、地域、職場などのさまざまな場面で1人1本木を植えて育てる取組を進めるため、春季及び秋季緑化運動期間を中心に、県内各地で（公社）とちぎ環境・みどり推進機構等と連携し、苗木配布会を実施した（表2-4-15）。

表 2-4-15 苗木配布会の実施状況

年 度	28(2016)	29(2017)	30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
実施会場数(会場)	35	35	34	30	8	14	33
配布本数(本)	7,350	6,950	6,400	5,450	1,910	3,560	5,955

ウ 普及啓発によるみどりづくり活動の促進

地域で「みどり」のおもてなし事業を実施し、県内各地を訪れる人たちのおもてなしとなる場において、地域の様々な主体の協働による植樹活動を展開(県内3会場)した。

また、緑化関連情報の提供(ホームページ、パンフレット等)を行ったほか、春季及び秋季緑化運動期間を中心とした苗木配布会(県内33会場)を開催し、みどりづくりに関する普及啓発を行った(表2-4-16)。

表 2-4-16 みどりづくり活動参加人数の推移

年 度	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
参加人数(人)	8,183	7,953	7,896	7,265	324	637	195

エ みどりづくりへの支援

都市緑化推進の重要性に鑑み、県(5か所)及び足利市でそれぞれ「緑の相談所」を設置し、植栽樹種の設定、植栽方法、病虫害防除等に関する相談、各種緑化催し物の開催を行い、都市緑化意識の高揚、植物知識の普及・啓発を図っている(表2-4-17)。

表 2-4-17 緑の相談所の利用状況(令和4(2022)年度)

団体名	都市公園名	相 談	講 習 会		展 示 会
			回 数	利用者	
栃 木 県	井 頭 公 園	149	30	390	40
	中 央 公 園	441	28	505	42
	那須野が原公園	180	15	170	45
	みかも山公園	26	39	495	42
	日光だいや川公園	31	18	205	23
足 利 市	岩井分水路緑地	3	18	231	1
合 計		830	148	1,996	193

オ 都市地域における緑化の推進

(7) 「緑の基本計画」の策定促進

緑の基本計画は、各市町が緑豊かで快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ策定されるものである。その内容は各市町の自主性に委ねられているが、各市町から相談があった場合は積極的に助言を行っている。

(4) 緑地の保全配慮地区等への指定

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づき定められる、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことであり、各市町が当該地域の緑地の現状、住民のニーズ等を踏まえて定めることが望ましいとされている。

各市町から相談があった場合は積極的に助言を行っている。

(9) 都市公園の整備状況

都市公園は、都市に緑とオープンスペースをもたらすことによって都市環境を良好なものとするとともに、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場を提供するばかりでなく、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所として活用されるなど、多目的な機能を有する基幹的な生活基盤施設である。

本県では、令和4(2022)年3月末において2,281か所2,831.4haの都市公園が整備されており

(表2-4-18)、都市計画区域内の1人当たり公園面積は15.1㎡が確保され、全国平均の10.8㎡を大きく上回る整備水準となっている。

表2-4-18 都市公園整備状況(令和4(2022)年3月末)

種 類		箇所数	面積(ha)	種 類	箇所数	面積(ha)	
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	1,857	256.12	特 殊 公 園	16	120.42
		近 隣 公 園	135	218.07	広 域 公 園	4	374.40
		地 区 公 園	68	355.6	緩 衝 緑 地	14	42.40
		小 計	2,060	829.79	都 市 緑 地	107	260.12
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	28	384.72	広 場 公 園	8	1.15
		運 動 公 園	35	816.82	緑 道	9	1.58
		小 計	63	1,201.54	合 計	2,281	2,831.4